

予約奨学生(奨学金)の申込手続き等について

以下に掲載しております「平成31年度 予約奨学生(奨学金)申込のしおり」について、奨学金の申込を希望される方は、在学(出身)中学校で交付を受けてください。

(中学校から交付される申込のしおりには、申込書も入っております。)

- 奨学金の申込については、学校を通じての申込になります。
- 申込書に必要事項を記入し、必要書類を添え学校の指定期日までに提出してください。
- 申込期間は、平成30年9月上旬から10月上旬の間で各学校が定める期間となります。
- 各学校により申込期間(締切日)が異なりますので、必ず学校に確認してください。

平成31年度

予約奨学生（奨学金）申込みのしおり



公益財団法人

大阪府育英会

採用貸付課

☎534-0026

大阪市都島区網島町6番20号

大阪私学会館2階

TEL 06-6357-6272 (ダイヤル) FAX 06-6358-3053

(注) 電話番号は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

業務時間 平日(9:00~17:30)

ホームページ(URL) <http://www.fu-ikuei.or.jp>

1 制度の概要

高等学校等へ進学を希望する生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な方に対し、進学前に奨学金貸付を予約する制度です。

なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子の奨学金です。

2 奨学金の種類

○ 入学時増額奨学資金

高等学校等(通信制課程を除く)への入学時に必要な経費の支払いに充てるため、入学前に貸付する学資

○ 奨学資金

高等学校等在学中の授業料及びその他修学に必要な経費の支払いに充てるために貸付する学資

入学時増額奨学資金の貸付にかかる申込みは、今回の募集に限ります。

高等学校等への進学に際し経済的な不安を持たれている方は、今回忘れずに申込み下さい。

申込手続き後、奨学金が不要となった場合は、貸付を受けることを辞退することも可能です。

(申込みから貸付手続きまでの全体の流れについては、別紙2裏面を参照してください。)

3 貸付額

○ 入学時増額奨学資金

(1) 国公立学校に進学する場合

5万円

(2) 私立学校に進学する場合

25万円

の範囲内で希望する額(1万円単位)

○ 奨学資金

(1) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が418,500円未満

(年収めやす800万円未満)の場合(国公立学校・私立学校とも)

「授業料実質負担額(※1) + その他教育費10万円」の範囲内で希望する額(1万円単位)

授業料実質負担額が無償となる場合、貸付限度額は10万円です。

(※1) 授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、

学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

(2) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が578,500円未満

(年収めやす800万円以上1,000万円未満)の場合(私立学校のみ)

「授業料実質負担額」の範囲内で希望する額(1万円単位)。但し24万円(※2)を上限とします。

(※2) 授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。

私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する年収800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。(詳細は、別紙1を参照)

- (1) 平成31年4月に学校教育法による次の学校へ進学を希望する者
- ① 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校
 - ② 専修学校(高等課程) (ただし修業年限1年以上の学科)
- 「通信制課程」の学校及び中等教育学校の後期課程は、「入学時増額奨学資金」の貸付対象外です。
- (2) 保護者(父母等)が大阪府内に住所を有すること
保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、進学を希望する生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。
- (3) 平成30年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が次のとおりであること
- | | | |
|-------------|------------|----------------------------------|
| ○ 入学時増額奨学資金 | 国公立・私立とも | 257,500円未満 (年収めやす ※3) 590万円未満) |
| ○ 奨学資金 | 国公立に進学する場合 | 418,500円未満 (年収めやす ※3) 800万円未満) |
| | 私立に進学する場合 | 578,500円未満 (年収めやす ※3) 1,000万円未満) |
- (※3)年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のもので、
実際は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)により判定します。

<p>入学時増額奨学資金の貸付にかかる申込みは、今回の募集に限ります。 高等学校等への進学に際し経済的な不安を持たれている方は、今回忘れずに申込み下さい。 申込手続き後、奨学金が不要となった場合は、貸付を受けることを辞退することも可能です。 (申込みから貸付手続きまでの全体の流れについては、別紙2裏面を参照してください。)</p>	
提出書類	<p>① 予約奨学生申込書 ② 生徒本人名義の通帳のコピー(申込書B票とその裏面の見本を参照して提出してください。) ③ 保護者の収入に関する証明書(申込書C票とその裏面の見本を参照して提出してください。) ④ 生徒本人及び保護者の住民票</p> <p>※別紙 重要【住民票提出における注意事項】を熟読いただいて申込書に添付してください。 注意事項に記載してある内容が守られていない場合は、受付できません。</p>
提出期限	<p>在学(出身)中学校が指定する期日 (期限厳守)</p> <p style="text-align: center;">【 学 校 提 出 期 限 : 月 日 () 】</p>
提出先	<p>在学(出身)中学校</p>

奨学金を貸し付ける予定の者(以下、「貸付予定者」という。)への採否決定通知は、平成30年12月上旬ごろに学校長を通じて、申込者(生徒本人)に行います。
なお、貸付予定者には、「大阪府育英会予約奨学生貸付予定者採用通知書」を学校長を通じて交付します。

貸付手続書類は、平成31年1月下旬から2月上旬に学校長を通じて、貸付予定者に交付します。
※貸付手続書類は、貸付予定者の住所ではなく、学校に送付します。(上記時期には注意して下さい)

奨学金(入学時増額奨学資金・奨学資金)の貸付を受けるには、別途、次の手続きが必要です。
提出期間内に手続きをされない場合は、辞退したものとみなします。(貸付を受けることはできません。)

「入学時増額奨学資金」と「奨学資金」の両方の貸付を受けることを希望される貸付予定者は、それぞれの手続きを行ってください。
どちらか一方の手続きにより、両方の貸付が受けられるものではありません。ご注意ください。

○ 入学時増額奨学資金

(1) 提出先

公益財団法人大阪府育英会 採用貸付課

〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館2階

直接持参するか、特定記録郵便または簡易書留郵便等で郵送してください。(提出期間内必着)

なお、大阪府育英会に確実に届くよう、普通郵便やメール便による提出は避けてください。

(2) 提出期間

入学する学校が確定した次の期間内

※入学後の貸付はできません。必ず提出期間内に貸付手続きを行ってください。

申込区分*	提出期間
専願(私立)	平成31年2月7日(木)から平成31年2月22日(金)まで(必着)
併願(私立・国公立) 国公立	平成31年2月28日(木)から平成31年3月27日(水)まで(必着)

* 申込区分は、12月中旬までに学校に申し出ている志願方法により決定します。

申込区分によって提出期間が異なりますので、志願方法が変更となった場合は、学校へ申し出てください。

(3) 提出書類

① 入学時増額奨学資金借用証書

(「7 貸付手続書類の交付」に記載の時期に貸付予定者へ送付します。)

※所定の欄に、それぞれが必ず自分自身で記入し、それぞれ別の印で捺印してください。

借用人(生徒本人)と連帯保証人、保護者が同一筆跡である場合は、受付できません。

② 連帯保証人(保護者)の印鑑登録証明書

(原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。)

申込書記載の住所と印鑑登録証明書記載の住所とが異なる場合は、事情書の提出が必要です。

③ 合格通知書(コピー可)又は合格証明書(コピー可)

(4) 注意事項

① 入学時増額奨学資金のみを手続きした貸付予定者は、平成31年4月30日(火)までに在学証明書(コピー可)を大阪府育英会に提出してください。

② 入学時増額奨学資金借用証書に記載の入学予定学校に進学していない場合は、貸付金を一括して返還していただく場合があります。

○ 奨学資金

(1) 提出先

進学先高等学校等

(2) 提出期限

平成31年4月上旬

(3) 提出書類

① 進学届 } (「7 貸付手続書類の交付」に記載の時期に 貸付予定者へ
② 奨学資金借用証書 } 送付します。)

※所定の欄に、それぞれが必ず自分自身で記入し、それぞれ別の印で捺印してください。

借用人(生徒本人)と連帯保証人、保護者が同一筆跡である場合は、受付できません。

③ 連帯保証人(保護者)の印鑑登録証明書

(原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。)

申込書記載の住所と印鑑登録証明書記載の住所とが異なる場合は、事情書の提出が必要です。

9

貸付時期

○ 入学時増額奨学資金

入学する学校が確定した後、入学前に貸付します。

※提出期間内(「8 貸付手続 入学時増額奨学資金 (2)」を参照)に提出された提出書類を審査し、審査完了後、概ね1週間以内に振込手続きを行います。

○ 奨学資金

高校等在学中、表のとおり貸付します。

貸付時期	第1回	第2回※	第3回※
貸付日	5月30日	10月11日	1月30日

貸付は、金融機関への振込みにより行います。

なお、貸付日が金融機関の非営業日に当たるときは、翌営業日となります。

※ 貸付額によっては、第2回、第3回の貸付があります。(貸付額が10万円以下の場合は、第1回のみ貸付となります。)
貸付期間は、進学した学校の正規の最短修業期間です。

10 奨学資金の貸付

- (1) 毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。
確認の結果、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。
- (2) 毎年度、保護者の所得状況を確認し、当年度の貸付限度額を決定します。
所得状況によっては、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。
また、所得状況の確認の結果、貸付超過が生じた場合は、返還していただきます。
- (3) 奨学資金貸付額(年額)は、就学支援金等の額に変更が生じた場合に調整することができます。
なお、就学支援金等の額の変更により貸付超過が生じた場合は、返還していただきます。
- (4) 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用したことが判明した場合は、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。

11 貸付決定後の届出

入学後に、留年、休学、退学、転学及び連帯保証人の変更又は届出事項等に変更(異動)があった場合は、学校を通じて大阪府育英会へ届け出てください。

なお、変更(異動)の届出を怠ったときは、奨学金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。

12 貸付総額の決定通知

奨学資金の貸付を受けた奨学生について、奨学資金の貸付が終了したとき又は奨学資金の貸付を廃止したときは、今までに貸付した額及び時期を学校長を通じて奨学生に通知します。

なお、通知を受けたときは、直ちに返還口座申込書を学校長を経由して大阪府育英会に提出していただきます。

13 奨学金の返還

**奨学金は貸付金です。卒業後(貸付終了後)は、必ず返還しなければなりません。
返還金は後輩のための奨学金になりますので、確実に返還してください。**

- (1) 奨学金の返還は、卒業後6ヶ月を経てから、定められた金額を借用人(生徒本人)の預貯金口座から振替で返還していただきます。
※退学等卒業以外の事由により、1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出して貸付が終了する場合はその年の10月から、6月1日以降に貸付が終了する場合は翌年の10月から返還開始となります。
- (2) 原則、月賦により返還していただきます。返還月額等は、貸付総額等により異なります。
(別紙2の「奨学金の返還例」を参照してください。)
- (3) 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。
連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対して滞納期間に応じ、年率14.6%の延滞金が課されます。
また、返還できる資力があながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。

14 個人情報の利用目的等

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人の権利及び利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
- (2) 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
- (3) 返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更の届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし、住所確認調査を行います。

15 注意事項

- (1) 奨学金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消す場合があります。
- (2) 不適切な使用が判明した場合は、貸付金額の全額を一括返還していただきます。
- (3) 申込書類等につきましては、いかなる場合も返却いたしません。
- (4) 保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。
〔在留資格〕永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
なお、定住者については、将来日本に永住する意志のない方は、申込資格がありません。
- (5) 就学支援金等の制度内容に変更が生じた場合は、当会奨学金貸付制度についても、併せて変更となる場合があります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校(全日制)に進学した場合の貸付限度額※

※国公立高校に進学した場合の貸付限度額は10万円です。

【 私立高校生のみ1人の子どもを扶養する世帯 】

標準授業料:60万円の場合

奨学資金貸付限度額	100,000円			300,000円	240,000円	240,000円
保護者負担額	0円					
府・支援補助金	303,000円	362,400円	421,800円	200,000円	481,200円	600,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	281,200円	118,800円	
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算(保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年取めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

【 私立高校生を含んで3人以上の子どもを扶養する世帯(※2) 】

標準授業料:60万円の場合

奨学資金貸付限度額	100,000円				貸付対象外(※3)	240,000円
保護者負担額	0円					
府・支援補助金	303,000円	362,400円	421,800円	481,200円	100,000円	600,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	118,800円	381,200円	
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算(保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年取めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

【 私立高校生を含んで2人の子どもを扶養する世帯(※2) 】

標準授業料:60万円の場合

奨学資金貸付限度額	100,000円			200,000円	100,000円(※3)	240,000円
保護者負担額	0円			100,000円		
府・支援補助金	303,000円	362,400円	421,800円	381,200円	300,000円	600,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	118,800円	181,200円	
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算(保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年取めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

※1 年取めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものである。

※2 年度末年齢が19歳(高校生は除く)以上の場合、大学等において教育を受けている学生に限ります。なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間は人数に含めます。(対象となる高校生および大学等の範囲は下記参照)

<高校生>私立高校をはじめ、国の就学支援金の対象となる以下の学校に通う生徒

※ただし、留年生及び専攻科や別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く

▽ 国公立高等学校、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)

▽ 公私立専修学校(高等課程)

▽ 国公立高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)

▽ 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所(※)

▽ 「調理師法」に基づく調理師養成施設(※)

▽ 「製菓衛生師法」に基づく製菓衛生師養成施設(※)

▽ 「理容師法」に基づく理容師養成施設(※)

▽ 「美容師法」に基づく美容師養成施設(※)

▽ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(文部科学省告示で指定)

(※)専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

<大学等>学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)

ただし、国公立高校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、特例的に大学等の学生とみなす

※3 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が418,500円以上507,000円未満(年取めやす800万円以上910万円未満)の世帯のうち、府内の私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する世帯で大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

重要

【 住民票提出における注意事項 】

大阪市の見本

1. 住民票の提出

「申込者（生徒本人）及び保護者の住民票」を提出してください。（申込書C票へ貼付）

- ◎ 申込者（生徒本人）及び保護者全員分の提出が必要になります。
保護者が父母の場合は、両方の提出が必要です。
- ◎ 原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。（注1）
コピーや古いものは使用できません。

2. 住民票の種類

個人の住民票、又は世帯全員の住民票のいずれでも結構です。

(1) 個人

- 申込者（生徒本人）及び保護者の住民票を個別で提出する場合、保護者が父母であれば、
申込者（生徒本人）1通・父1通・母1通の計3通の提出が必要となります。

(2) 世帯全員

- 申込者（生徒本人）と保護者が同一世帯の場合は、世帯全員の住民票1通の提出となります。
世帯全員の住民票には、申込者（生徒本人）と保護者以外の同居人（兄弟等）の内容も記載されていますので、ご注意ください。

【特に注意いただきたいこと】

- (注2) 「複数枚綴り」の住民票は綴りを解かず、必ず「全て」提出してください。
綴りを解いたもの（バラバラにしたものや一部の書類を抜いたもの）は、受付しません。
申込者（生徒本人）と保護者以外の同居人（兄弟等）の分を抜かないようご注意ください。

3. 表示省略できる項目

下記の項目については、「表示不要」です。（注3）

- 1. 世帯主
- 2. 続柄（ただし、ひとり親の証明書類として提出する場合は、表示が必要です。）
- 3. 個人番号（いわゆる「マイナンバー」）
- 4. 本籍
- 5. 筆頭者

4. 保護者が外国籍の方

- 保護者が外国籍の場合は、「在留資格」の表示が必要です。（注4）
※ 必要な在留資格：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

住 民 票

大阪市〇〇区	
住 所	都島区網島町6番20号
世帯主	奨学 太郎
(注3) 表示不要	
氏 名	奨学 太郎
生 年 月 日	昭和47年4月10日
性 別	男
続 柄	世帯主
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
届出をした年月日	昭和47年4月10日
本 籍	記載省略
筆 頭 者	記載省略
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
備 考	平成〇年〇月〇日 届出
氏 名	SHOGAKU HANAKO ELIZABETH 奨学 花子 エリザベス
通 称	奨学 花子
生 年 月 日	1974年1月1日
性 別	女
続 柄	妻
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
届出をした年月日	平成〇年〇月〇日
国籍・地域	米国
第30条の45に規定する区分	中长期在留者
在留期間等	5年
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
備 考	平成〇年〇月〇日 届出
氏 名	奨学 希望
生 年 月 日	平成15年8月17日
性 別	女
続 柄	子
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
届出をした年月日	平成15年8月17日
本 籍	記載省略
筆 頭 者	記載省略
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
備 考	平成〇年〇月〇日 届出
氏 名	*** 以下余白 ***
生 年 月 日	
性 別	
続 柄	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
本 籍	
筆 頭 者	
前 住 所	
備 考	

個人番号（マイナンバー）
表示されていた場合は、
受付できません。
ご注意ください。

(注4)
保護者が外国籍の方は、
表示が必要です。

20180817-〇〇区-ABCD1111-0123 (1/1)
この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。
平成30年 9月28日
大阪市〇〇区長 大阪 電子
公印

(注1)
原本（コピー不可）
当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの

(注2)
この表記で「1/2」「2枚中、うち1枚」のように
複数枚ある場合は、必ず漏れなく提出してください。

奨学金の返還例

(1) 入学時増額奨学資金のみ「5万円」を借りた場合

返還月額	返還年額	返還期間
4,000円	48,000円	1年1ヶ月

(2) 入学時増額奨学資金のみ「25万円」を借りた場合

返還月額	返還年額	返還期間
4,000円	48,000円	5年3ヶ月

(3) 奨学資金のみ「30万円」を借りた場合

返還月額	返還年額	返還期間
8,000円	96,000円	3年2ヶ月
借入総額が144万円以下の場合、上記の返還月(年)額と同じです。 これを超える借入総額の場合は、大阪府育英会までお問い合わせください。		

(4) 入学時増額奨学資金「5万円」と奨学資金「30万円」を併用して、「総額35万円」を借りた場合

返還月額	定期増額型 ※	返還年額	返還期間
10,000円	8,000円	120,000円	2年11ヶ月
	20,000円		

※ 上段:通常時返還月額
下段:増額時返還月額 (年2回(6月・12月)加算後)

(5) 入学時増額奨学資金「25万円」と奨学資金「30万円」を併用して、「総額55万円」を借りた場合

返還月額	定期増額型 ※	返還年額	返還期間
10,000円	8,000円	120,000円	4年7ヶ月
	20,000円		
借入総額が180万円以下の場合、上記の返還月(年)額等と同じです。 これを超える借入総額の場合は、大阪府育英会までお問い合わせください。			

※ 上段:通常時返還月額
下段:増額時返還月額 (年2回(6月・12月)加算後)

【申込みから貸付手続きまでの流れ】

